

(1日本史プリント 5-4)

第6章 3. 幕藩体制の成立 f.身分制の確立

①近世社会…[1 身分]制を基礎に成り立つ([2 士農工商])

→身分は、社会における役割([3 役])とひきかえに、身分ごとの特権が与えられる

[4 職業]や[5 居所]などで区別され、集団ごとに組織される

武士の特権…[6 苗字・帯刀]を許される。

②支配身分…[7 武士]+[8 天皇家]・[9 公家], 上層の僧侶・神職らも含む

被支配身分…[10 百姓](農業、[11 林業]・[12 漁業]などに従事)

[13 職人](手工業者=「大工」「大鋸」「木挽」「鍛冶」「桶結」など)

家持町人([14 商人]など)

その他の身分…[15 僧侶]や神職、儒者・[16 医者]・修験者・[17 陰陽師]など

③各身分の中にも細かい身分がおかれる。

武士…將軍→大名・旗本・御家人→藩士→中間

町人…家持→店借(職人)親方→[18 徒弟](商人)主人→奉公人([19 番頭→手代])

農民…名主(庄屋・肝煎)など[20 村役人]→[21 本百姓]→水呑・名子・被官・家抱

※士農工商のほかにも多くの身分が存在=公家・僧侶・神職・芸能者など

④それぞれの身分は団体・集団ごとに組織され、個人は[22 家]に所属され、個人の価値より、[23 家](家業・家業)の永続を中心的な価値とする。

→[24 家長]の権限が強く、[25 女性]蔑視の風潮が強い。(本家一分家)

近世社会は、[26 身分]秩序を基礎に成り立っていた。それぞれの諸身分は[27 団体]や集団ごとに組織された。そして一人ひとりの個人は[28 家]に所属し、家や集団を通じてそれぞれの身分に位置づけられるのが原則であった。武士や有力な百姓・町人の家では、[29 戸主]の権限が強く、家の財産や家業は[30 長子]を通して相続され、戸主以外の家族は軽んじられた。また[31 女性]は家の財産やその相続人となる家督から除外されるなど、その地位は低いものとされた。

⑥被差別身分=「かわた」「ひにん(非人)」など

1)中世の被差別身分(非人、きよめ、河原者、えたなど)の存在

農村や都市から[32 脱落]したり、外にいた人たちが[33 河原]など無税の地などに居住。

→[34 皮革業]や掃除(→[35 作庭]や井戸掘り)、雑宗教・芸能などに従事

→善阿弥([36 銀閣寺庭園]など)、穴太衆(石積み)

2)惣村が形成されるにつれて[37 外部の存在]として排除意識が強まる。

→ただし、農民身分との対立は？

差別された身分は、律令制の[38 五色の賤]にみられるように古代から存在したが、こうした古代の被差別身分は律令制の解体と共に消滅していったと考えられる。

他方、10世紀ころからは、飢饉や災害・病気などさまざまな理由から流出した人々が、無税の地である河原や町外れなどにすみつき、さまざまな仕事に従事していった。[39 清掃]などに携わったものは、庭を作るなどにも力を発揮した。[40 銀閣寺]の庭園を造った善阿弥などが有名である。また芸能活動を行った者も多く、日本の古典芸能の基礎を作ったとの側面も指摘される。しかし、中世以降の惣村や都市などの自治形成のなかで、外部の存在として排除され、差別される傾向も強まった。

3)戦国～江戸時代にかけて、それまでの被差別民の一部が領主権力に把握、編成される。

→[41 死牛馬処理]、[42 武具]製造、[43 行刑役]など支配者に必要な仕事を中心

↓

4)藩の枠を越えて、[44 えた頭](弾右衛門ら)らが集団として把握する。

藩など…[45 枝]村として、本村の下に置かれる。

(百姓の村よりも[46 格下の村]と思わせる状態となる→差別意識の発生へ)

5)非人身分

近世では[47 乞食]だけが「非人」として掌握された。中世の「非人」とは全く別物。

→清掃、[48 番人]・刑吏などの役割を負わされる

→村という形をとることは少ない。非人頭(車善七など)、小頭などをとおして統制。(明治になると消滅)

身分制の下位におかれたのが、[49 かわた](長吏)・[50 非人]である。かわたは百姓と同じように村をつくり、[51 農業]をおこない、[52 皮革]の製造やわら細工などの手工業に従事したが、[53 死牛馬]の処理や[54 行刑役]などを強いられ、江戸幕府の身分支配のもとで「えた」という蔑称でよばれた。また貧困や刑罰により[55 非人]とされるものもあり、村や町の[56 番人]や清掃・[57 乞食]・芸能に従事した。

6)17世紀後半～18世紀前半(元禄、享保期)になって差別拡大政策がすすむ。

背景…江戸中期以降→[58 農民内の対立]の拡大、[59 一揆]の増大=農民の不満のたかまり

↓

農民の反発を別に向けさせる必要がでてくる。→差別強化策の実施

・目で見える差別のおしつけ→[60 衣服]、[61 髪型]、履物などで身分を示させる

・村人との[62 交流]を禁止、対立する所に利用=[63 行刑役]、[64 一揆の鎮圧]など

8)差別に対する闘い

・風俗取締りへの抵抗→[65 淡染一揆]など(1856 岡山藩)

藩の風俗統制に反対し一揆をおこし、実施をやめさせる。

・一揆への参加…1749年播磨の一揆、1723年紀伊の一揆、1782年の和泉53カ村一揆

・解放をめざす思想の表現=[66 河原巻物]

→源頼朝や天皇などの系譜に由緒をもとめ、権威によりかかりつつ[67 差別の不当性]を主張。